**令和４年度第２回　公正採用・雇用促進会議　中学校・高等学校・他府県関係専門委員会　会議録**

【第２回】

１ 日 時　令和５年３月23日（木）10時～11時40分

２ 場 所　災害対策本部会議室（大阪府新別館北館１階）

３ 概 要

(1) 開会あいさつ（府教育庁教育振興室高等学校課　白木原委員）

(2) 委員自己紹介

(3) 座長の確認

　前回会議で雑賀委員を座長として選出したが、当日欠席のため、

白木原委員を議事進行として選出

(4) 議事

① 中 学 校

事務局（府教育庁市町村教育室小中学校課）より資料13ページを報告

【委員】

進学の問題事象として３件が挙げられている。これまでも就職ではなく進学の問題事象として挙げられているのか。

【事務局】

これまでも進学の問題事象として挙げている。

② 高等学校

事務局（府教育庁教育振興室高等学校課）より資料17ページから41ページまでを報告

【委員】

令和３年度保留分（No.28）について事業所は苗字を聞いているが、苗字から住んでいる地域が特定され、部落差別につながる恐れがある。インターネット上では動画や画像で特徴のある名字が紹介され、就職差別や結婚差別につながっている。

【委員】

府外の事象についても人権啓発推進員の選任状況等の掲載できないのか

【事務局】

他府県の取扱いについてはどこまで掲載できるかを関係局に確認し、検討する。

【委員】

No.１、２、３、９、11については、面接官は採用面接を初めて担当し、問題意識がないように感じる。「採用と人権」の中にも採用選考に着手するにあたって重要事項が掲載されていることを周知していくことが大切である。No.６、10、11については、面接担当は選考の手順を学ぶ必要がある。No.３、４については前置きをしているが、「採用と人権」にもはっきりと前置きをしてもダメということを記載しなければいけない。No.８においては、応募前職場見学での事案だが、企業は採用担当者を同席させるなど採用選考と同じであることを認識する必要がある。公正な採用選考がなされるよう「採用と人権」にいかにどのようなメッセージを盛り込んでいくかが大切である。

【委員】

求人取り消しのNo.１について、具体的にどのような法令違反なのか。

【事務局】

１年間に２回以上の同一の対象条項違反があった。労働時間に関する違反だと聞いている。

【委員】

中学校と同様に求職した生徒の数と内定した生徒の数は出せるか。

【事務局】

文部科学省の調査で就職内定調査があり、就職希望者数と就職内定者数の数は把握している。文部科学省より報道提供されているデータを次年度より掲載する。

③ 他府県関係

事務局（府商工労働部雇用推進室労働環境課）より資料45ページから52ページまでを報告

(5) 令和４年度第１回職業能力開発専門委員会に係る報告

事務局（府商工労働部雇用推進室人材育成課）より資料55ページから60ページまでを報告

(6) その他

【委員】

大学では裏アカウントを調査するといったことが報告されている。生徒もSNSを使っていると思うが、身元調査になる中学校及び高等学校においても同様の報告はあるか。

【事務局】

高等学校においては報告されていない。

【事務局】

中学校においても報告は聞いていない。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　以上